

平成21年8月25日

衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与

平成21年8月30日執行の第45回衆議院議員総選挙に当たって、公職選挙法第6条第3項の規定により、選挙当日において選挙人の投票の便宜を図ることについて、閣議了解されました。

(添付資料) 閣議了解文

連絡先：	自治行政局選挙部管理課 古川・長谷川（内線23171）
代表	03-5253-5111
直通	03-5253-5574
FAX	03-5253-5575

衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について

〔平成21年8月25日〕
閣議了解

平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙に当たっては、公職選挙法第6条第3項の規定により、下記のとおり取り計らうものとする。

記

- 1 選挙当日勤務する政府職員に対する投票の便宜供与等について
 - (1) 選挙権の行使に万全を期するため、選挙当日勤務する政府職員に対しては、公務に支障のない限り投票するための特別休暇、交代勤務等の便宜を与えること。
 - (2) 国会、裁判所及び政府関係機関並びに地方公共団体の職員についても、(1)に準じて措置するよう依頼すること。
 - (3) 民間の会社、工場等においても、(1)の趣旨に準じて選挙権行使のための便宜を図るとともに、遅刻、早退等による給与の差引きを行わないよう関係各府省庁から協力を依頼すること。

- 2 選挙当日の各種行事、催物等の開催時刻の調整について
 - (1) 選挙当日、政府主催の各種行事、催物等を予定している場合は、開催期日の再検討又は開催時刻の調整を行い、投票の便宜を図るよう考慮すること。
 - (2) 地方公共団体が行う各種行事、催物等についても、(1)に準じて措置するよう依頼すること。